

中国電力株式会社の原子力発電設備に係る点検結果を踏まえた
再発防止対策の実施状況の確認について

1. 確認の概要

平成19年5月21日に中国電力株から報告があった「原子力発電設備に関する再発防止行動計画」を推進するための組織及び実施状況を評価する組織が構築されているか、また、行動計画に沿って再発防止対策が適切に実施されているかを中国電力株本社において、中国電力株からの説明と関係書類等を用いて、島根県と松江市と合同で確認した。

2. 確認日時、場所

日 時：平成19年8月31日 13:10～16:30
場 所：中国電力株式会社 本社

3. 確認者

島根県総務部消防防災課 課長、原子力安全対策室員2名
松江市総務部防災安全課 原子力安全対策室室長ほか1名

4. 確認結果

- 「原子力発電設備に関する不適切事案の再発防止行動計画」の推進組織及び実施状況の評価組織については、「行動計画」に記載されたとおり、構築・検討されていることを確認した。
- 再発防止対策の実施状況については、「行動計画」に記載されている企業倫理委員会などの組織により評価され、また、「行動計画」にそって、再発防止対策が実施・検討されていることを確認した。

5. 確認内容・詳細結果

(1) 原子力部門再発防止対策推進体制の確認

(確認内容)

原子力部門再発防止対策推進に係る組織体制及び、それぞれの組織の構成員の確認。

(確認資料)

QMS高度化推進体制図

(確認結果)

「QMS高度化推進体制図」で、社長が委員長であるQMS検討委員会、電源事業本部部長（原子力）がトップのQMS検討チーム、電源事業本部専任部長および島根原子力発電所次長がトップの2つのワーキンググループが設置されていることを確認した。

なお、本社の電源事業本部が主管するワーキンググループには、島根原子力発電所のメンバーが入っており、本社と発電所間の連携が図られる体制になっている。

(2) 原子力部門再発防止対策評価体制の確認

(確認内容)

原子力部門再発防止対策評価に係るそれぞれの組織（下記の組織）の役割と構成員の確認。

- ①企業倫理委員会、②中国電力アドバイザーボード、③電力設備点検検討本部、④内部監査部門（電力設備点検評価本部：考査部門）、⑤QMS検討委員会、⑥原子力発電保安委員会、⑦原子力品質保証委員会

(確認資料)

設備点検における設置会議体等の目的・役割・体制

(確認結果)

- ・上記の資料で、それぞれの組織の役割と構成員を確認した。
- ・企業倫理委員会及び中国電力アドバイザーボードには、社外の客観的、専門的視点を反映させるため、社外委員を配置している。
- ・電力設備点検検討本部には、下部組織として、電源設備点検検討会が設置されている。

(3) 企業倫理委員会の審議及び評価内容の確認

(確認内容)

平成19年8月8日に開催された平成19年度第1回企業倫理委員会における再発防止対策に関する審議及び評価内容を議事録で確認。

(確認資料)

平成19年度第1回企業倫理委員会議事録

平成19年度第1回企業倫理委員会の議事報告およびその取扱いについて

(確認結果)

平成19年度第1回企業倫理委員会における審議及び評価内容を議事録で確認した。社会的要請を受信する組織として、社外委員を平成19年7月に増員したが、今回の委員会では社外委員の発言が多くあり、また、委員長総括では、社外委員の意見が取り入れられていることを確認した。

また、企業倫理委員会の意見については、平成19年8月29日の取締役会で「報告された意見は、今後の取り組みの参考として企業再生プロジェクトに通知するとともに、今後の企業倫理委員会において実効性等を確認するなかで、再発防止対策への反映等をフォローしていくこととする。」とされ、コンプライアンス推進・危機管理担当副社長から企業再生プロジェクトに通知されるとともに、具体的施策として取り入れるべき事項について検討指示が出されたことを確認した。

(4) 再発防止対策実施・評価に係る組織の活動状況の確認

- ①中国電力アドバイザーボード

(確認資料)

アドバイザーボードの概要

(確認結果)

平成19年2月28日、3月19日、4月13日、7月19日にアドバイザーボードを開催し、企業再生プロジェクトが検討する内容に関して、意見具申・提言が行われていることを確認した。

②電力設備点検検討本部

(確認資料)

電力設備点検検討本部活動状況、電力設備点検検討本部議事録

(確認結果)

平成19年4月6日再発防止対策の公表以降、検討本部会議を4回開催し、再発防止対策の具体的行動計画策定の検討、実施状況の報告・評価が行われていることを確認した。

③内部監査部門（電力設備点検評価本部：考査部門）

(確認資料)

再発防止対策の考査部門の取り組み

(確認結果)

平成19年7月12日、13日に「発電設備に係る点検結果を踏まえた再発防止対策の具体的行動計画」のうち原子力部門が実施する事項の実施状況を確認し、行動計画から遅れている項目（法令遵守のための保安教育の徹底）については、早めに対応するよう指示していることを確認した。

④QMS 検討委員会

(確認資料)

原子力品質マネジメントシステム検討委員会議事録

(確認結果)

平成19年4月6日再発防止対策の公表以降、検討委員会を4回開催し、QMS高度化活動の進め方の検討、実施状況の確認・検証が行われていることを確認した。また、企業倫理委員会に諮る内容に関する審議、企業倫理委員会等の社外からの意見の対応に関する審議も行われており、それぞれの組織の活動が連携して実施されていることを確認した。

⑤原子力発電保安委員会

(確認資料)

原子力発電保安委員会議事録

(確認結果)

平成19年7月18日に保安規定の変更認可申請に関して審議した

ことを確認した。

⑥原子力品質保証委員会

(確認資料)

原子力品質保証委員会議事録

(確認結果)

平成19年6月8日にマネジメントレビューのインプット情報、アウトプットに関して審議したことを確認した。

(5) 再発防止対策の実施状況の確認

①コンプライアンス経営の推進

(確認資料)

企業再生プロジェクトの活動状況、コンプライアンス推進体制の見直しについて

(確認結果)

以下について、上記の資料、中国電力㈱からの説明で確認した。

- ・平成19年6月29日にコンプライアンス経営推進誓約式を実施し、コンプライアンス経営推進宣言を社内外に表明した。
- ・誓約式において役員および組織の責任者の代表者がコンプライアンスに率先垂範して取り組むとともに社員に働きかけることを内容とした誓約書に署名した。
- ・平成19年6、7月にコンプライアンス研修が経営層、推進責任者(事業所長クラス)、推進役(マネージャー、副所長クラス)に対して実施された。

②経営機構改革

(確認資料)

企業再生プロジェクトの活動状況、コンプライアンス推進体制の見直しについて

(確認結果)

以下の事項が平成19年6月28日に実施されたことを、上記の資料、中国電力㈱からの説明で確認した。

- ・会長の役割を経営の監督責任者、社長の役割を業務執行の最高責任者とし、会長と社長の役割分担を明確化した。
- ・取締役会の機能強化として、取締役員数の削減、取締役任期を短縮した。
- ・業務執行機能の強化として、全社横断的な業務(「コンプライアンス推進・危機管理」、「経営監査・人材育成」)を担当し、責任を負う副社長を2名配置した。
- ・経営の効率化および執行責任を明確化するため、特定部門の業務執行に専念する執行役員を配置した。
- ・コンプライアンス推進体制の強化として、企業倫理委員会の位置付け

を従来の経営会議の諮問機関から取締役会の諮問機関に見直し、審議内容の透明性、客観性を高めるため、社外委員を1名から3名に増員した。

- ・個々の事情に応じ、相談者自らが窓口を選択できるよう、従来の社内
に設置している企業倫理相談窓口に加え、社外企業倫理相談窓口を設
置した。

③原子力品質方針

(確認資料)

原子力品質方針改正前後の比較表

(確認結果)

原子力安全の確保をより強固にしていくため、原子力安全を最優先
に業務を進めていくことを再徹底するため、平成19年4月2日に社
長が原子力品質方針を改正したことを確認した。

④原子力品質目標

(確認資料)

平成19年度の原子力品質目標

(確認結果)

品質方針の改正に合わせて、品質方針の内容を具体的に推進するた
めの方策が示された品質目標を電源事業本部長が改正したことを確認
した。

⑤マネジメントレビューの方式

(確認資料)

品質方針及びQMSの変更について

(確認結果)

原子力安全に係る業務の実施状況等を社長へ定期的に報告する（マ
ネジメントレビュー）場を経営会議から社長へ直接行う方式に変更
し、新方式のマネジメントレビューが平成19年6月8日に実施さ
れたことを確認した。

⑥マネジメントレビューへのインプットの内容・方法及びアウトプットの 内容・方法

(確認資料)

平成19年度に実施したマネジメントレビュー結果について

(確認結果)

- ・平成19年6月8日のマネジメントレビューの際、平成18年度
原子力品質保証活動の評価と課題、平成19年度改善計画（改善のた
めの提案）、平成18年度原子力品質保証の活動結果、各組織の平成1
8年度原子力品質保証活動に関する情報が社長へインプットされ、ま
た、J E A C 4 1 1 1の要求事項に関する指示3項目に加え、社長独

自の指示2項目がアウトプットされていることを確認した。

・マネージメントレビューからのアウトプットについて、電源事業本部長から関係組織の長あてにアウトプットを確実に実施するよう平成19年6月18日指示が出ていることを確認した。

⑦不適合管理の効果的なシステム（グレード別の管理方法、検討会議等）の構築のために行われた検討の内容。

（確認資料）

QMS管理の概要

（確認結果）

不適合事象発生時の情報共有・業務の迅速性を図るためのプロセスとして不適合管理検討会（暫定運用中）を設置し、試運用しその有効性を検証していることを確認した。

⑧不適合管理及び予防措置に導入されるグレード別対応の基本的な考え方、グレード別不適合管理を取り入れた際に予想される効果。

（確認資料）

QMS管理の概要

（確認結果）

・基本的な考え

グレード分けに関しては、従来、事象の軽重に係わらず一律管理を行ってきたが、現在、暫定運用中の不適合管理検討会、今日まで蓄積してきた不適合事象をカテゴリ別に整理し、事象の軽重に応じた報告、事象の軽重に応じて承認者のレベルを変えることを検討している。

・効果

本システムが導入されると業務の迅速化が図られ、また、必要に応じて不適合管理検討会を利用した情報共有・処置の方向性の助言等ができることから改善活動の迅速化が図られる。

⑨データ分析・活用方法の具体的内容及び改善に向けた検討の結果

（確認資料）

QMS管理の概要

（確認結果）

マネージメントレビュー時のインプット情報等に資するためのデータ（不適合管理、予防処置、監査結果を受けて取られた処置に係るデータ等）を収集し、分析する方法を定めた要則を整備する予定であることを確認した。

⑩平成19年7月31日に経済産業省に提出した「島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書」の内容

（確認資料）

島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請について

(確認結果)

平成19年5月7日付け経済産業省からの行政処分（保安規定の変更命令について）に基づく原子炉施設保安規定変更認可申請（7月31日申請）の内容について説明を受け、経営責任者による安全確保に対する関与の強化、原子炉主任技術者の位置付け・独立性確保、運転上の制限からの逸脱時又は技術基準への不適合発生時における経営責任者への報告、保修工事に係る記録に関する保安規定の変更認可申請が行われたことを確認した。

⑩管理支援部門の再編成に向けての検討状況

(確認資料)

企業再生プロジェクトの活動状況

(確認結果)

平成20年に向けて内部統制に必要な全社横断的業務を担当する組織を現行の管理支援部門の中から再編成し、その長に取締役を配置し、執行役員が行う業務執行に対する取締役の監督責任を明確化する方向で検討していることを確認した。

6. 今後の主な確認事項（本社関係）

- ①原子力発電設備に関する再発防止行動計画については、今後、実施段階に移行していくものが多いため、実施に至るまでの経過も含め、その実施状況を今後も確認する。
- ②中国電力株の不適切事案の原因が、企業倫理観の欠如、閉鎖的な組織風土、社会常識との乖離によると中国電力株は分析しており、再発防止対策の実施状況について社会的受容性の観点から審議を行う企業倫理委員会、企業再生に向けた改革プランに第三者の客観的・専門的視点を反映させる中国電力アドバイザーボードにおける意見が再発防止対策に反映されているか、今後も確認する。

7. 講評

再発防止対策の実施状況については、「発電設備に係る点検結果を踏まえた再発防止対策の具体的行動計画」に記載されている企業倫理委員会などの組織により評価されていることを確認した。また、「行動計画」にそって再発防止対策が実施・検討されていることを確認した。

再発防止対策は、PDCAを有効にまわすことが重要であり、特に、今後行われるチェック、アクションが重要であると認識しており、自治体としても今後の取り組みに注視していきたいと考えている。

また、この対策が周辺住民の安心につながっていくことが大切であり、今後とも事業者として分かりやすい広報が必要と考える。